

介護老人保健施設ゆめの杜介護予防通所リハビリテーション運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人生和会が開設する介護老人保健施設ゆめの杜（以下「当施設」という。）において実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所は要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を維持できるように努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。必要な際には検討委員会を開いた後、ご家族に説明を行い、十分な理解と同意を得てから行なう事とする。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|---------------------------------|
| (1) | 施設名 | 介護老人保健施設 ゆめの杜 |
| (2) | 開設年月日 | 平成7年12月12日 |
| (3) | 所在地 | 広島県福山市千田町大字千田2591番地1 |
| (4) | 電話番号 | 084-955-0080 FAX 番号084-955-8722 |
| (5) | 管理者名 | 土石川 勝司 |
| (6) | 介護保健指定番号 | 介護老人保健施設（3451580132号） |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1人
(2)	医師	1人
(3)	介護職員	<u>10人</u>
(4)	支援相談員	<u>1人</u>
(5)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	
	・理学療法士	<u>8人</u>
	・作業療法士	<u>3人</u>
	・言語聴覚士	<u>2人</u>
(6)	管理栄養士	1人
(7)	看護職員	2人
(8)	その他	1人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行い、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (3) 介護職員は、利用者の指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行い、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (4) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行い、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行い、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (6) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (7) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) その他、年間の休日。年末年始12月31日～1月3日とする。
- (3) 営業日の午前8時00分から午後5時00分までを営業時間とする。
サービス提供時間は午前9時00分～午後3時30分までとする。

(利用定員)

第8条 利用定員数は40人とする。但し、同時に行われる通所リハビリテーションの利用人数をこ

れから除した人数が指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員数とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 事業所は指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、サービスを提供する。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーションは、指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、必要なサービス提供を行う運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上を行う。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助及び特別入浴介助を実施する。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- (2) 利用料として、食費、おむつ代、その他の費用等の支払いを受ける。

利用料金表

a) 保険給付の自己負担額

厚生労働大臣が定める額

b) 食費(1日につき) 500円

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を福山市内とする。

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 介護予防通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
食事は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき 利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・飲酒・喫煙…飲酒、喫煙については禁止になります。
- ・設備・備品の利用…車椅子、歩行器、老人車、杖等、状態に合わせて利用して頂きます。
- ・所持品・備品等の持ち込み…担当職員が持ち込み品の確認をさせていただきますので、必ず声をかけて下さい。
- ・金銭・貴重品の管理…金銭・貴重品に関しては、できる限り持ち込みされないようにお願いします。
やむを得ず持ち込まれる場合は事務所に保管させていただきます。
- ・宗教活動…宗教の勧誘は禁止します。
- ・ペットの持ち込み…ペットの持ち込みについては禁止させていただきます。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 施設職員の資質向上の為に、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人生和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第23条 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

- 2 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(事故発生対応)

第24条 利用者において何らかの事故が発生した場合については、当施設が策定した事故発生対応マニュアルに基づき対応する。

- 2 事故発生対応マニュアルについては利用開始の際に利用者又はご家族に閲覧及び説明を行う。
- 3 随時当施設内事務所保存にて閲覧に応じる。

(その他の運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員および居室の定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。

付 則

この運営規程は、平成25年5月1日より施行する。

この運営規程は、平成25年8月1日より施行する。

この運営規程は、平成25年10月1日より施行する。

この運営規程は、平成27年11月1日より施行する。

この運営規程は、平成28年5月1日より施行する。

この運営規程は、平成29年5月1日より施行する。

この運営規定は、令和元年9月1日より施行する。

この運営規定は、令和4年6月1日より施行する。

この運営規定は、令和6年4月1日より施行する。